12　三階を法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途（病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。）に供する建築物のうち階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（第十項に規定する建築物を除く。）の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画しなければならない。

13　竪穴部分及びこれに接する他の竪穴部分（いずれも第一項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。）が次に掲げる基準に適合する場合においては、これらの竪穴部分を一の竪穴部分とみなして、前三項の規定を適用する。

一　当該竪穴部分及び他の竪穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。

二　当該竪穴部分と当該他の竪穴部分とが用途上区画することができないものであること。

14　第十一項及び第十二項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分については、適用しない。

第百十二条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「の部分を除く。次項」の下に「及び第十三項第一号」を加え、「次項において同じ。）の」を「以下この条において同じ。）の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項、第七項及び第九項」を「以下この条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十一条第一項ただし書の規定により第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する建築物」を「第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものに限る。）」に、「特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項の規定により第百九条の三第二号に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物」を「第百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第二十七条第三項の規定により準耐火建築物（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第六十一条の規定により第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十一条第一項の規定により第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第二十七条第一項」に、「特定避難時間倒壊等防止建築物」を「第百十条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物」に、「又は同条第三項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の三第一項」を「、法第二十七条第三項」に改め、「準耐火建築物」の下に「第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準（前項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）」を加え、「（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）」を「、法第六十一条の規定により第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限り、第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第六十七条第一項の規定により準耐火建築物等（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものを除く。）」に、「前項」を「第一項」に、「第百十四条第二項」を「第百十四条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「一時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

一　次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間
柱		一時間
床		一時間
はり		一時間

二　壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三　外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

第百十三条の見出し中「防火壁」の下に「及び防火床」を加え、同条第一項中「防火壁は」を「防火壁及び防火床は」に改め、同項第一号中「とし、かつ、自立する構造」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

三　通常の火災時において、当該防火壁又は防火床で区画された部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとすること。

第百十三条第一項第四号中「高さ」の下に「又は防火床に設ける開口部の幅及び長さ」を加え、「前条第十三項第一号」を「前条第十八項第一号」に改め、同条第二項中「前条第十四項」を「前条第十九項」に改め、「防火壁」の下に「又は防火床」を加え、「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「準用する」を「ついて準用する」に改め、同条第三項中「第百九条の五」を「第百九条の七」に改め、「防火壁」の下に「又は防火床」を加える。

第百十四条第一項中「界壁」の下に「（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。）」を、「準耐火構造とし」の下に「、第百十二条第三項各号のいずれかに該当する部分を除き」を加え、同条第二項中「第百十二条第二項各号」を「第百十二条第三項各号」に改め、同条第五項中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に改め、「であつて」の下に「、これに」を、「四十五分間」の下に「当該」を加える。

第百十五条の二の見出し中「防火壁」の下に「又は防火床」を加え、同条第一項第六号中「第百十二条第十三項第一号」を「第百十二条第十八項第一号」に改める。